

2017 年度～2019 年度の
植栽基盤診断士補研修会の受講者 各位
植栽基盤診断士認定試験（学科試験）の合格者 各位

街路樹剪定士認定委員会
委員長 高橋 輝昌

新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種延長措置について

2020 年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、植栽基盤診断士補研修会および植栽基盤診断士認定試験（学科試験・実地試験）をすべて中止といたしました。

そのため、制度規程で定める受験や受講の有効期限について、下記のとおり延長することといたします。

受験者の皆様にはご不便をおかけいたし申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 「植栽基盤診断士補研修会」の受講免除の期限延長

「植栽基盤診断士資格制度規程」の「植栽基盤診断士補研修会等事務要領」において、「過年度学科研修又は実技研修を受講した者に限り、受講の年の翌年から 3 年後まで、受講した研修を免除する。」としています。そのため、再度「植栽基盤診断士補研修会」の修了試験を受験される方においては、以下の措置を講じることといたします。

- ・ 2017 年度～2019 年度の植栽基盤診断士補研修会の受講者については、その受講の有効を 1 年延長する。

(参考)「植栽基盤診断士補研修会等事務要領」(第 2 章 …士補研修会に関する事項)より

(受講の免除)
第 8 条 過年度学科研修又は実技研修を受講した者に限り、受講の年の翌年から 3 年後まで、受講した研修を免除する。

2. 「植栽基盤診断士認定試験（学科試験）」合格有効の期限延長

「植栽基盤診断士資格制度規程」において、「実地試験を受験することができる者の要件は、

過去3年以内に学科試験に合格している者」としています。

再度「植栽基盤診断士認定試験（実地試験）」を受験される方の受験機会を確保するため、以下の措置を講じることといたします。

- ・ 2017年度～2019年度の植栽基盤診断士認定試験（学科試験）の合格者については、その合格の有効を1年延長する。

（参考）「植栽基盤診断士資格制度規程」（第2章 植栽基盤診断士認定試験）より

（受験資格）

第5条 学科試験を受験することができる者の要件は、次の（1）から（3）のすべての要件を満たしていることとする。

- （1）植栽基盤診断士補である者
 - （2）植栽基盤整備又は植栽に関する調査、設計、施工又は管理の実務経験が2年以上ある者
 - （3）以下のいずれかを満たす者
 - ① 1級造園施工管理技士である者
 - ② 2級造園施工管理技士で当該資格取得後において造園に関する調査、設計、施工、又は管理の実務経験が2年以上ある者
 - ③ 1級造園技能士である者
 - ④ 2級造園技能士で当該資格取得後において造園に関する調査、設計、施工、又は管理の実務経験が2年以上ある者
 - ⑤ 樹木医である者
 - ⑥ 技術士【建設部門（都市及び地方計画、建設環境）、森林部門（林業・森林土木）、環境部門（自然環境保全）、総合技術監理部門】である者
 - ⑦ RCCM【造園部門】である者
 - ⑧ 登録ランドスケープアーキテクト（RLA）である者
 - ⑨ 造園に関する調査、設計、施工又は管理の実務経験が10年以上ある者
- 2 実地試験を受験することができる者の要件は、過去3年以内に学科試験に合格している者とする。

以上